

神奈川県建設工事従事者の 安全及び健康の確保の推進に関する計画

令和6年3月

目次

はじめに.....	1
第1 建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する現状と課題.....	2
1 建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に必要な環境整備.....	2
2 一人親方等への対処の必要性.....	5
3 建設工事従事者の処遇の改善等を通じた中長期的な担い手の確保.....	6
第2 建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する施策についての基本的な方針.....	7
1 請負契約における責任体制の明確化、適正な請負代金や工期等の設定.....	7
2 設計、施工等の各段階における措置.....	7
3 建設業者等及び建設工事従事者の安全及び健康に関する意識の向上.....	7
4 建設工事従事者の処遇の改善及び地位の向上.....	8
第3 総合的かつ計画的に講ずべき施策や具体的な取組.....	9
1 建設工事の請負契約における経費の適切かつ明確な積算等.....	9
(1) 安全及び健康の確保に関する経費の適切かつ明確な積算等.....	9
(2) 建設工事従事者の安全及び健康に配慮した工期の設定.....	10
2 責任体制の明確化.....	11
3 建設工事の現場における措置の統一的な実施.....	13
(1) 建設業者間の連携の促進.....	13
(2) 一人親方等の安全及び健康の確保.....	14
(3) 特別加入制度への加入促進の徹底.....	15
4 建設工事の現場の安全性の点検等.....	16
(1) 建設工事の現場の安全性の点検、分析、評価等に関する建設業者等による自主的な取組の促進.....	16
(2) 建設工事従事者の安全及び健康に配慮した設計、建設工事の安全な実施に資するとともに省力化・生産性向上にも配慮した工法や資機材の開発・普及の促進.....	17
5 建設工事従事者の安全及び健康に関する意識の啓発.....	18
(1) 建設工事従事者の従事する業務に関する安全衛生教育の促進.....	18
(2) 建設工事従事者の安全及び健康に関する意識の啓発に係る自主的な取組の促進.....	19

6	建設工事従事者の処遇の改善及び地位の向上を図るための施策	20
(1)	社会保険の加入の徹底	20
(2)	建設キャリアアップシステムの活用推進	21
(3)	「働き方改革」の推進	22
(4)	建設業の魅力向上と担い手確保・育成	24
7	墜落・転落災害の防止対策の充実強化	25
(1)	労働安全衛生法令の遵守徹底等	25
(2)	墜落・転落災害防止対策の充実強化	26
8	健康確保対策の強化	27
(1)	熱中症、騒音障害防止対策	27
(2)	解体・改修工事における石綿ばく露防止対策等	28
(3)	新興・再興感染症への対応	28
9	人材の多様化に対応した建設現場の安全健康確保、職場環境の改善	29
(1)	女性の活躍促進	29
(2)	増加する外国人労働者の労働災害への対応	30
(3)	高年齢労働者の安全及び健康の確保	30
10	施策等の推進状況の点検と神奈川県計画の見直し	31
(1)	施策等の推進状況の点検と計画の見直し	31
(2)	計画の推進体制	31

はじめに

1 策定の経緯

建設業における重大な労働災害の発生状況等を踏まえ、建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって建設業の健全な発展に資することを目的とした、「建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律」（平成 28 年法律第 111 号、以下「建設職人基本法」という。）が平成 29 年 3 月に施行された。

政府は、同法第 8 条に基づき、建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、関係者による会議の議論等を踏まえ、「建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する基本的な計画」を平成 29 年 6 月に策定した。

また、建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する状況の変化や、建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する施策の推進成果等を踏まえ、令和 5 年 6 月に基本計画の変更が閣議決定された。

2 計画策定の趣旨

本計画は、建設職人基本法第 9 条に基づく都道府県計画として、基本計画を勘案し、本県における建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する基本的な方針と取組の方向性を示すものである。

第1 建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する現状と課題

1 建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に必要な環境整備

建設業における労働災害の発生状況は、長期的に減少傾向にある。労働安全衛生法(昭和47年法律57号)及び同法に基づく関係政省令(以下「労働安全衛生法令」という。)は幾度となく改正され、危害防止基準等が年々充実強化されるとともに、建設業者による長年にわたる自主的な労働災害防止活動が相まって、昭和36年には165人にも上っていた建設業における労働災害による死亡者数は、平成29年には史上最少の6人まで減少したが、その後は増加傾向に転じ、令和4年こそ8人であったが、平成30年から令和3年までの間、死亡者数が2桁となる年が続いた(新型コロナウイルス感染症によるものを除く。)。また、平成9年には2,400人にも上っていた建設業における死傷者数は、令和4年には702人まで減少するに至った(新型コロナウイルス感染症によるものを除く。)

そして、平成30年から令和4年までの5年間ににおける死傷者数は、700人台から800人台で推移していることから、平成27年の足場の組立て等作業従事者特別教育の義務化、平成31年のフルハーネス型墜落制止用器具の使用原則義務化、また、特別教育をはじめとした継続的な安全衛生教育の実施等関係者の努力の効果が現れてきているものと考えられる。

しかしながら、いわゆる一人親方や自営業主・家族従事者(以下「一人親方等」という。)を含めた建設工事従事者全体では、墜落災害をはじめとする建設工事現場での災害により、令和4年には年間14人もの尊い命が亡くなっている(新型コロナウイルス感染症によるものを除く。)ことを重く受け止め、建設業における災害の撲滅に向けて、一層の実効性のある取組を推進するとともに取組の周知やフォローを行う必要がある。また、昨今の災害発生傾向をみると、屋根・屋上等の端・開口部、足場や低所(はしご・脚立)からの墜落・転落災害が多いことから、これらの災害に対応した対策を強化する必要がある。

今後、労働災害等の発生数を減少させるため、建設工事従事者の安全及び健康の確保については、労働安全衛生法及び関係法令等に基づく基準の遵守徹底に加え、リスクアセスメントの推進等、建設業における自主的な安全衛生管理活動の推進が必要である。

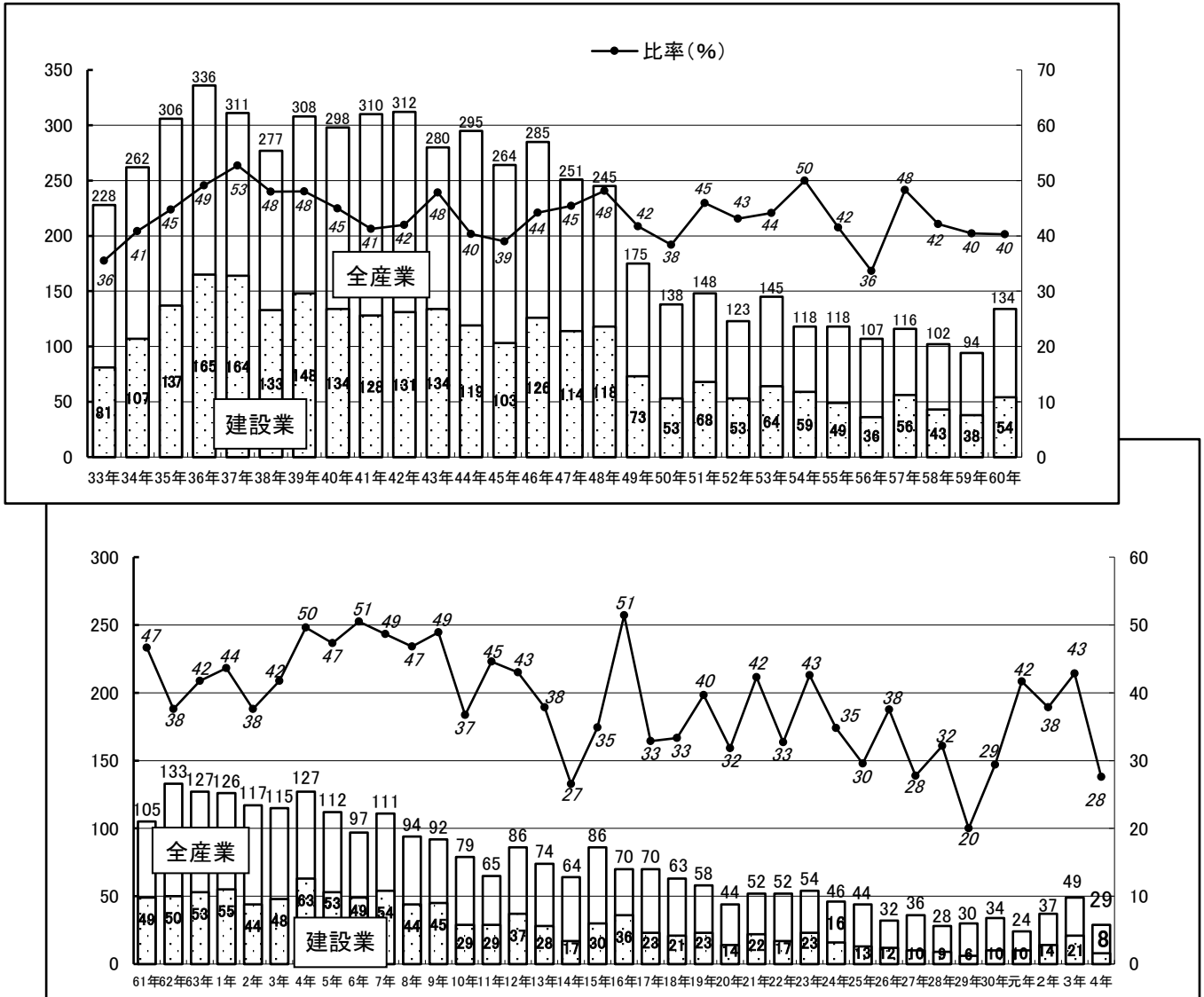
あわせて、建設工事請負契約において適正な請負代金や工期等が定められること、建設工事従事者の処遇の改善や地位の向上が図られること等が強く求められている。

さらには、気候変動の影響や石綿を用いた建築物の解体工事の増加、新興・再興感染症の発生・拡大等の新たな状況変化への対応等が必要となるとともに、更なる活躍が期待される女性、増加する外国人労働者や高齢労働者等の人材の多様化を踏まえた取組が求められている。

また、i-Construction(※1)の取組をはじめとするインフラ分野のデジタル・トランスフォーメーション(以下「インフラ分野のDX」という。)は、危険を伴う作業等の減少や建設工事の現場の環境改善に寄与することが期待され、労働災害防止の観点からもこれらの取組の推進が求められている。

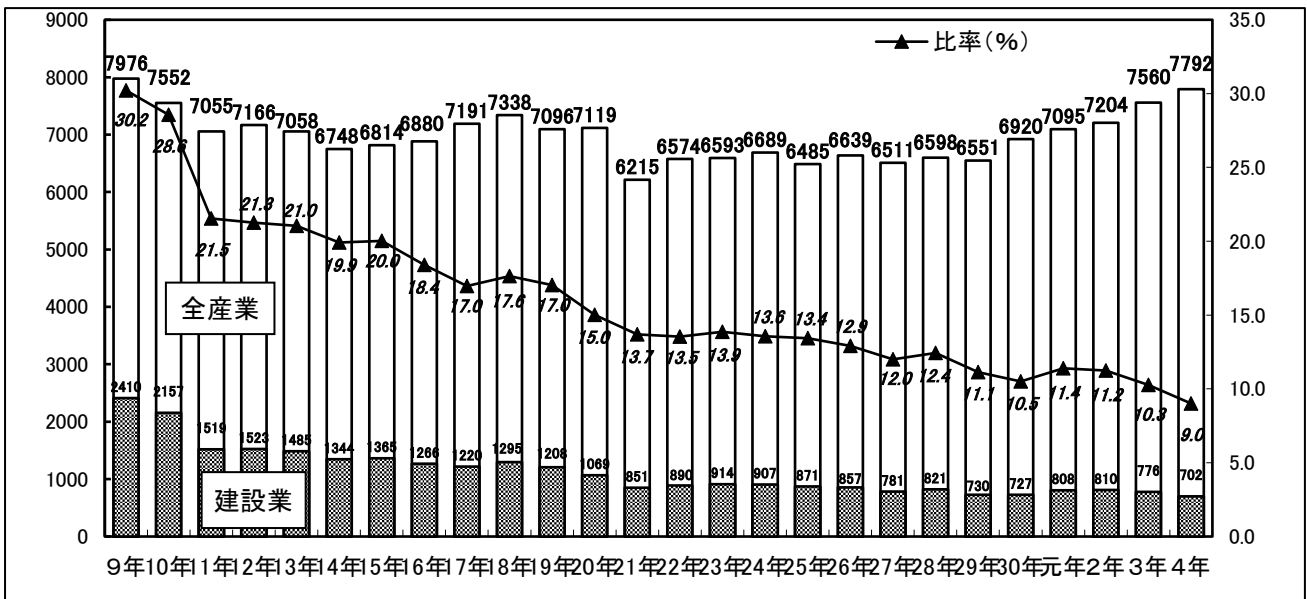
※1 調査・測量から設計、施工、検査、維持管理・更新までのあらゆる建設生産プロセスでICTを活用すること等により、大幅に生産性を向上させる取組

【図1】 神奈川県内の労働災害による死亡者数の年次別推移
(新型コロナウイルス感染症によるものを除く)



(神奈川県労働局作成)

【図2】死傷者数の年次別推移（新型コロナウイルス感染症によるものを除く）

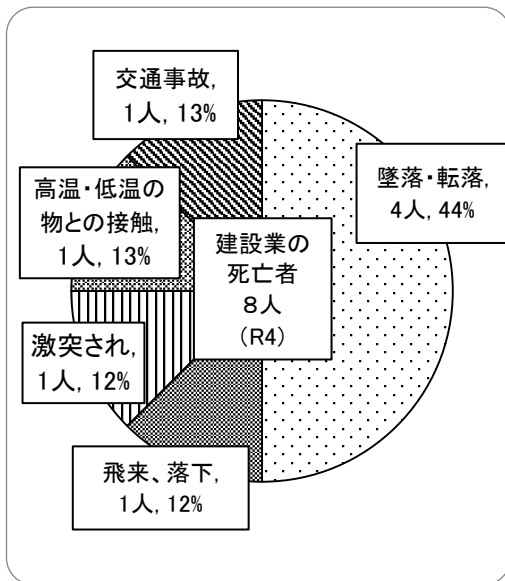


※ 平成10年までは労災給付データ、平成11年以降は労働者死傷病報告から作成

(神奈川労働局作成)

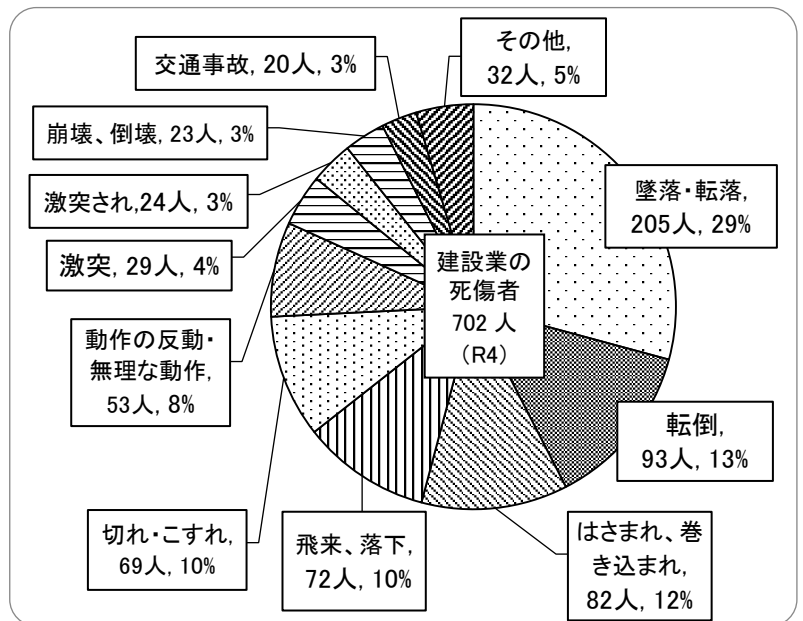
【図3】神奈川県内の事故型別の死亡者数

(新型コロナウイルス感染症によるものを除く)



【図4】事故型別の死傷者数

(新型コロナウイルス感染症によるものを除く)



(神奈川労働局作成)

2 一人親方等への対処の必要性

一人親方等（※2）は、建設工事の現場では、他の関係請負人の労働者と同じような作業に従事しており、本県において、令和4年には少なくとも6人の一人親方等が労働者以外の業務中の死亡者として把握されている。

その業務の実情、災害発生状況等からみて、技能を持った建設工事の重要な担い手である一人親方等の安全及び健康の確保について、特段の対応が必要である。

※2 「一人親方」とは、労働者を使用しないで土木、建築その他の工作物の建設、改造、保存、原状回復、修理、変更、破壊もしくは、解体またはその準備の事業（大工、左官、とび職人など）等の事業を行うことを常態とする者であり、「一人親方等」とは、これに加えて中小事業主、役員、家族従事者を含むものである。

【図5-①】一人親方の業務中の死亡災害発生状況

事故の型	全国 (件数・割合)		神奈川県 (件数・割合)	
	墜落、転落	46	63.9%	4
崩壊、倒壊	4	5.6%	0	0.0%
激突され	3	4.2%	0	0.0%
転倒	3	4.2%	1	16.7%
はさまれ、巻き込まれ	3	4.2%	0	0.0%
飛来、落下	2	4.3%	0	0.0%
有害物等との接触	2	2.8%	0	0.0%
高温、低温の物との接触	2	1.1%	0	0.0%
火災	2	1.1%	0	0.0%
おぼれ	2	5.3%	1	16.7%
その他	5	6.9%	0	0.0%
計	72	100.0%	6	100.0%

【図5-②】「墜落、転落」(46人)事故の型別(内訳)

起因物	全国 (件数・割合)		神奈川県 (件数・割合)	
	はしご等	12	26.1%	1
足場	10	21.7%	1	25.0%
屋根、はり、もや、けた、合掌	10	21.7%	0	0.0%
仮設物、建築物、構築物等	7	15.2%	0	0.0%
作業床、あゆみ板	3	6.5%	1	25.0%
開口部	2	4.3%	0	0.0%
フォークリフト	1	2.2%	1	25.0%
高所作業車	1	2.2%	0	0.0%
合計	46	100.0%	4	100%

(出展)

厚生労働省 令和4年一人親方等の死亡災害発生状況
 神奈川労働局作成資料

3 建設工事従事者の処遇の改善等を通じた中長期的な担い手の確保

建設業においては、近年技能労働者の賃金水準は上昇傾向にあるものの、未だ他の産業に比べ低い水準にある。また、総労働時間が長くなっているほか、他産業で一般的となっている週休2日の確保が十分でない。

建設工事従事者の高齢化が進行している中、国が進める建設キャリアアップシステムの普及促進などのほか、新・担い手3法(※3)や労働基準法(昭和22年法律第49号)を踏まえた働き方改革の推進、処遇の改善、技能・技術の振興を含めた地位の向上等を図ることにより、建設業を魅力的な仕事の場とし、若者をはじめとした入職の促進等、中長期的な担い手の確保を進めていくことが必要である。

※3 「建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律(令和元年法律第30号)」及び「公共工事の品質確保の促進に関する法律の一部を改正する法律(令和元年法律第35号)」

給与は建設業全体で上昇傾向にあるが、生産労働者(技能者)については、製造業と比べ低い水準。

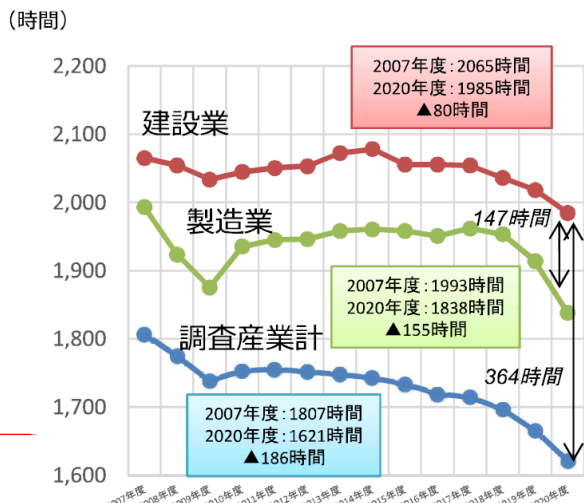
建設業男性全労働者等の年間賃金総支給額

	平成24年	令和2年	上昇率
建設業男性生産労働者	3,915.7千円	4,510.5千円	15.2%
建設業男性全労働者	4,831.7千円	5,618.7千円	約3%の差 16.3%
製造業男性生産労働者	4,478.6千円	4,660.7千円	▲4.1%
製造業男性全労働者	5,391.1千円	5,381.4千円	▲0.2%
全産業男性全労働者	5,296.8千円	5,459.5千円	3.1%

出典:厚生労働省「賃金構造基本統計調査」(10人以上の常用労働者を雇用する事業所)
 ※年間賃金総支給額=きまって支給する現金給与額×12+年間賞与その他特別給与額
 ※令和2年より生産労働者のみの調査がなくなったため、2020年の生産労働者の値は、全労働者の対前年増減率と同じ増減率を仮定して算出。

建設業は全産業平均と比較して年間360時間以上長時間労働の状況。

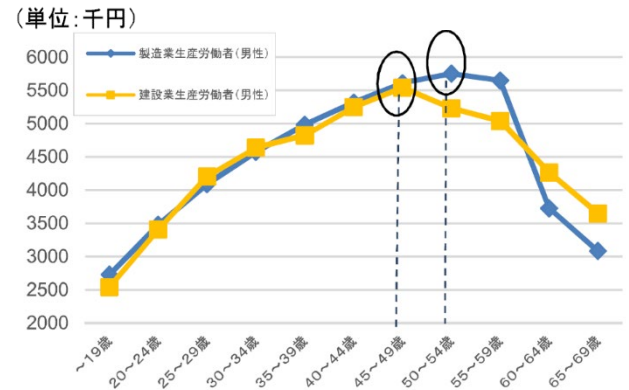
年間労働時間の推移



出典:厚生労働省「毎月勤労統計調査」年度報より国土交通省作成

○製造業の賃金のピークは50~54歳であることに對し、建設業の賃金ピークは45~49歳。
 ○賃金カーブのピーク時期が製造業よりも早く到来する傾向があり、現場の管理、後進の指導等のスキルが評価されていない可能性。

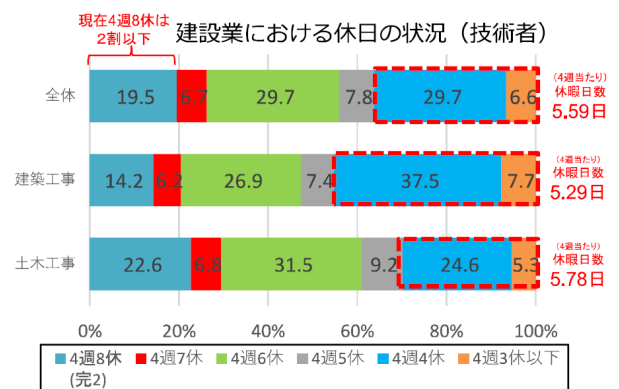
年齢階層別の賃金水準



出典:令和元年賃金構造基本統計調査

他産業では当たり前となっている週休2日もとれていない。

建設業における休日の状況(技術者)



※日建協の組合員の技術者等を対象にアンケート調査。
 ※建設工事全体には、建築工事、土木工事の他にリニューアル工事等が含まれる。

出典:日建協「2020時短アンケート」を基に作成

第2 建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する施策についての基本的な方針

1 請負契約における責任体制の明確化、適正な請負代金や工期等の設定

建設業の請負契約において、仮に不当に低い請負代金や不当に短い工期で締結されれば、受注者に工事の施工方法、工程等について技術的に無理な手段等を強いることになり、適正な施工が確保されず、労働災害や公衆災害等の発生につながるおそれがある。

そのため、請負代金については、市場における労務及び資材等の取引価格、施工の実態等を的確に反映し、建設工事従事者の安全及び健康に関する経費を適切に確保する必要がある。労働安全衛生法は、建設工事の現場において、元請負人及び下請負人に対して、それぞれの立場に応じて、労働災害防止対策を講ずることを義務づけている。したがって、当該対策に要する経費は、元請負人及び下請負人が義務的に負担しなければならない費用であり、建設業法（昭和24年法律第100号）第19条の3に規定する「通常必要と認められる原価」に含まれるものである。

また、工期については、工事の性格、地域の実情、自然条件等による不稼働日等を踏まえ、週休2日の確保等をした上で、工事を施工するための日数を適切に設定することが必要である。特に、年度末にかかる工事を変更する際には、年度内完了に固執することなく、必要な日数を見込む等、工事施工に必要な日数を確保することが必要である。

2 設計、施工等の各段階における措置

建設工事は、屋外で施工されることが多いため、気候、地形、地質等の自然条件に大きく左右されるほか、騒音、振動等に対する社会的条件への配慮から、建設工事の現場ごとに施工方法が異なる。

そのため、設計段階において、建設工事の現場の施工条件を十分に調査した上で、建設工事従事者の安全及び健康の確保に配慮した施工方法等を検討することが重要である。

また、施工段階においては、元請負人の統括安全衛生管理のもと、関係請負人がそれぞれの役割分担により漏れなく安全措置を講ずる必要がある。その際、労働安全衛生法令に基づく最低基準の措置だけでなく、建設工事の現場における危険性・有害性を評価（リスクアセスメント）して、当該リスクを低減し、安全及び健康を確保するための措置を、自主的に講ずることが重要である。

さらに、設計、施工等の各段階において、i-Constructionの取組をはじめとするインフラ分野のDXを効果的に推進することが有用である。

3 建設業者等及び建設工事従事者の安全及び健康に関する意識の向上

元請負人及び下請負人の安全及び健康に関する意識が低い場合、例えば一人の建設工事従事者が不安全な状態にあったとしても、請負代金や工期の制約、現場作業の多忙等から、それが看過され、適切な作業手順を踏まないといった不安全行動を誘発するおそれがある。

近年では、過去に比べれば相対的に建設工事の現場における労働災害が減少していることによって、作業に潜む危険に対する感受性が低下していることを指摘する声もある。

したがって、建設工事従事者及び建設業者等の安全及び健康に関する意識を高める教育の実施や、建設業界全体として「安全文化」、すなわち、建設業者等及び建設工事従事者が安全及び健康を最優先にする気風や気質をさらに醸成していくための取組を促進していくことが必要である。

また、女性や外国人労働者、高年齢労働者、実務経験の少ない従事者等の、人材の多様化に対応した建設工事の現場の安全及び健康の確保並びに職場環境改善に係る取組を促進していくことも重要である。

4 建設工事従事者の処遇の改善及び地位の向上

建設工事従事者の安全及び健康の確保については、労働安全衛生法令に基づく最低基準の遵守徹底に加え、建設業者等による建設工事の現場の状況に即した取組を促進していくこと等が重要である。その前提として、課題を解決するため所要の環境整備を進め、健康保険、厚生年金保険及び雇用保険（以下「社会保険」という。）の加入徹底、適切な賃金水準の確保、休日の確保や長時間労働の是正等の働き方改革の推進、生産性の向上等の処遇の改善や地位の向上が図られること等が必要である。

第3 総合的かつ計画的に講ずべき施策や具体的な取組

1 建設工事の請負契約における経費の適切かつ明確な積算等

(1) 安全及び健康の確保に関する経費の適切かつ明確な積算等

建設工事従事者の安全及び健康の確保を図るためには、建設工事の請負契約において、安全及び健康の確保に関する経費（以下「安全衛生経費」という。）を含めた適正な請負代金の額が定められ、これが確実に履行されることが重要である。

一方、安全衛生経費については、建設工事の工種、工事規模、施工場所等により異なるため、国において、その実態を踏まえ、適切かつ明確な積算がなされ下請負人まで確実に支払われるよう、安全衛生対策項目の確認表及び安全衛生経費を内訳として明示するための「標準見積書」の作成・普及に加え、安全衛生経費の必要性や重要性について、発注者、建設業者及び国民一般に対して理解してもらうよう戦略的な広報を実施することとしている。

県発注工事では、安全衛生経費の適切な積算を行う。また、労働安全衛生法令は、元請負人及び下請負人に対して、それぞれの立場に応じて労働災害防止対策を講ずることを義務づけていることから、安全衛生経費は、建設業法第19条の3に規定する「通常必要と認められる原価」に含まれるため、県は、国と連携し、建設業法に基づく立入検査の実施等を通じ、安全衛生経費の確認等について法令遵守の徹底を図る。

さらに、神奈川労働局は、県内の労働基準監督署と連携し、公共工事の発注担当者や元方事業者が出席する会議において、安全衛生経費の確保等について、周知や要請を行うとともに、発注者や関係請負人等への指導等を通じ、法令遵守の徹底を図る。

県の取組

- 最新の単価表・標準積算基準を反映した予定価格の設定
- ダンピング受注防止のための最低制限価格の設定
- 単価表等の変更があった場合の特例措置の実施、インフレスライド条項の適用
- 法定福利費を内訳明示した見積書の作成を受注者に要請
- 国と連携し、建設業法に基づく立入検査の実施
- 建設業法令遵守ガイドラインの周知

神奈川労働局の取組

- 公共工事発注機関連絡会議、建設工事関係者連絡会議での周知・要請

(2) 建設工事従事者の安全及び健康に配慮した工期の設定

建設工事従事者の健康保持、災害防止等の観点から、新・担い手3法や労働基準法の趣旨を踏まえ、週休2日の実現や労働時間の削減に向け、請負契約において、休日等の日数を確保するなど適正な工期が定められるとともに、やむを得ない事由により工期内に工事が終わらない見込みの場合は適切な工期延長が行われる等の環境を整備することが必要である。

このため、県発注工事では、週休2日制確保モデル工事の対象範囲を拡大する等、週休2日の実現に向けた取組を推進するとともに、「建設工事における適正な工期設定等のためのガイドライン」や「工期に関する基準」等を踏まえ、作業に必要な日数、準備及び後片付けに要する日数に、雨天日や猛暑日等、休祭日、夏季・年末年始休暇を考慮するなど、適正な工期の設定に取り組む。

やむを得ず工期の延長の必要が生じた場合には、「設計変更ガイドライン」を活用して受注者と協議のうえ、適切に工期の延長を行う。

また、神奈川労働局及び県内の労働基準監督署は、各種会議や建設業者への指導を通じ、「建設工事における適正な工期設定等のためのガイドライン」や「工期に関する基準」の趣旨や内容について、周知・啓発を行う。

さらに、一時期に工事が過度に集中することを避けるため、債務負担行為の積極的な活用等により施工時期を平準化する等、計画的な発注を実施することが必要である。

そこで、県では平準化を強力に推進するため、令和3年度に「施工時期等の平準化推進会議」を新設し、ゼロ県債等の債務負担行為を活用するなど、平準化の取組を推進していく。

県の取組

- 週休2日制確保モデル工事の実施
- 適正な工期の設定
- 適切な工期延長
- 平準化の取組の推進

神奈川労働局の取組

- 建設工事における適正な工期設定等のためのガイドライン、工期に関する基準の周知啓発

2 責任体制の明確化

建設工事の適正な施行を行うためには、発注者、元請負人、下請負人それぞれが請負契約の内容に基づき、求められる役割を適切に果たすことが必要である。

このため、県は、立入検査等を通じ、一括下請負の禁止、技術者の専任配置、元請負人と下請負人との間の対等な関係に基づく適正な契約締結等について確認を行い、法令遵守の徹底を図るとともに、下請契約について、各建設業者が自らの役割に応じた適切な安全衛生対策を講ずるよう、中小の建設業者の安全衛生管理能力の向上に向けた教育等の支援を行う。

また、県発注工事では、抜打ち検査の実施などにより、施工体制、安全管理の状況や技術者の専任配置等について確認を行うとともに、監督業務等を通じて、元請負人、下請負人が法令、契約で規定された役割を果たすよう指導する。

加えて、労働安全衛生法は、請負契約における、発注者、元方事業者、労働者を雇う事業者に対し、それぞれ労働災害の防止のための措置を講ずることを求めていることから、神奈川労働局は、元請負人、下請負人それぞれが求められる適切な安全衛生対策を講ずるよう、国が実施する建設業労働災害防止協会等が行う支援事業の周知・啓発を通じ、建設業者の安全衛生管理能力の向上に向けた教育等の支援を行う。

また、県及び県内の市町村と連携して行う石綿使用建築物等の解体工事現場における指導やパトロールを通じ、建設工事従事者を雇用する事業者に対し、石綿その他の有害物のばく露による健康障害防止対策の推進を図る。

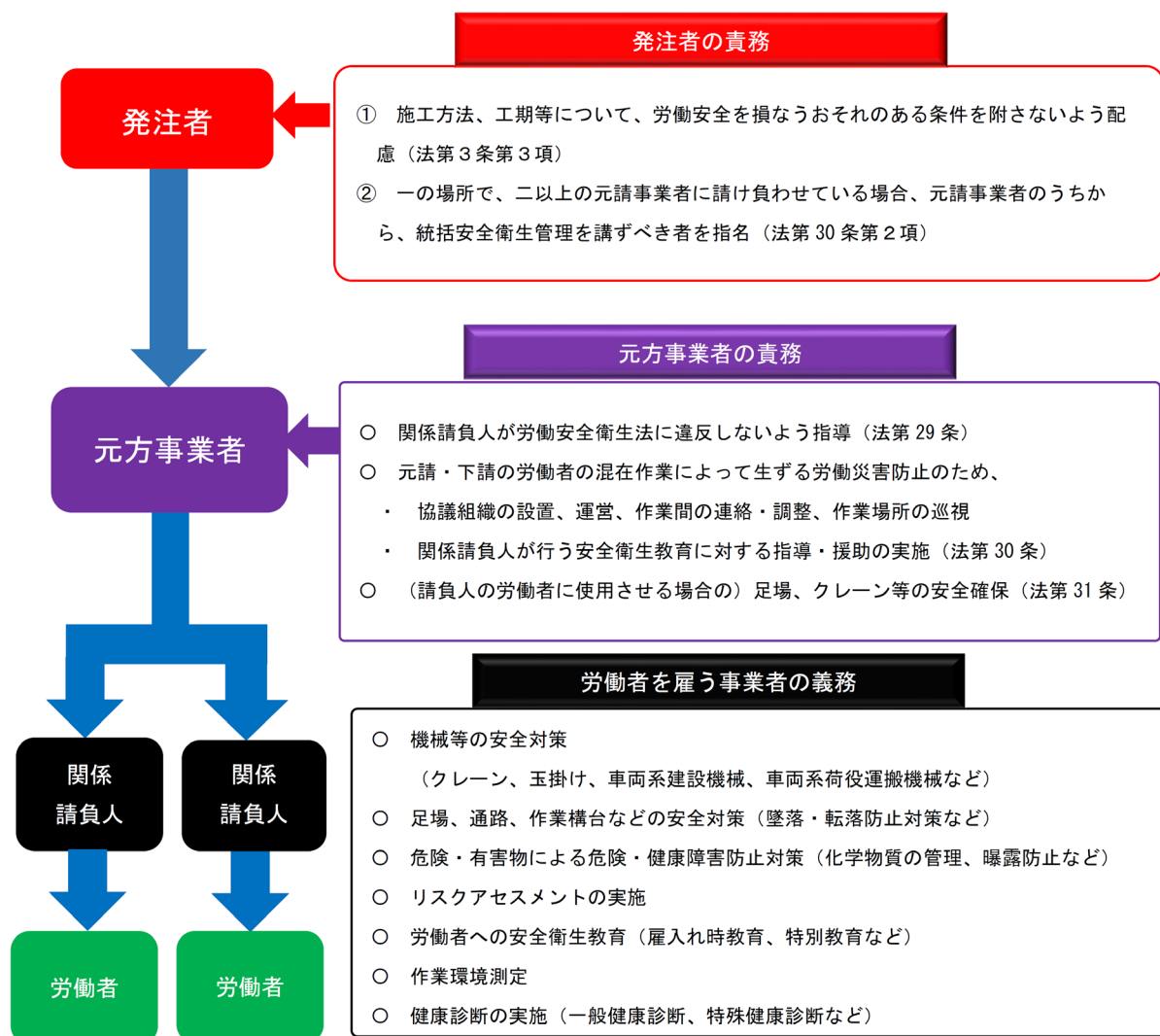
県の取組

- 建設業法に基づく立入検査の実施
- 建設業者を対象とした講演会の実施（構造改善支援事業）
- 監督・検査の実施

神奈川労働局の取組

- 建設業災害防止協会、中央災害防止協会が実施する支援事業の周知
- 解体工事の情報の共有、パトロールの実施

※ 労働安全衛生法上の発注者、元方事業者（元請）、関係請負人（下請）の労災防止義務



3 建設工事の現場における措置の統一的な実施

(1) 建設業者間の連携の促進

元請負人においては、作業間の連絡調整、下請負人への指導、安全衛生教育への支援、現場内の設備・機械等の安全確保や職業性疾病など、労働安全衛生法令に基づく統括安全衛生管理の徹底を図ることが重要である。

このため、神奈川労働局及び県内の労働基準監督署は、建設業者に対する指導や、安全管理指針についての周知啓発を通じ、元請負人による統括安全衛生管理の徹底を推進する。

なお、県発注工事では、受注者による作業員全員が参加する安全に関する研修・訓練などの実施の徹底を指導すること等で、建設業者間の連携を促進する。

県の取組

- 受注者による作業員全員が参加する安全に関する研修・訓練などの実施の徹底を指導等

神奈川労働局の取組

- パンフレットの作成・周知
- 建設工事関係者連絡会議等における要請

(2) 一人親方等の安全及び健康の確保

一人親方等の安全及び健康の確保を促進するためには、労働者だけでなく、一人親方等も対象に含めて建設工場の現場における措置を統一的に実施することが必要である。

このため、神奈川県労働局は、一人親方等の死亡災害の把握に努め、労働災害の発生状況を分析し、労働災害の防止に活用する。

また、一人親方等に作業の一部を請け負わせる建設業者による一人親方等の安全及び健康の確保のための措置の徹底を図るとともに、一人親方等に対する業務の特性や作業の実態を踏まえた安全衛生に関する知識習得の支援等が重要である。

神奈川県労働局は、講習会やホームページ等により一人親方等の安全及び健康の確保に向け、周知・啓発等に取り組む。

神奈川県労働局の取組

- 講習会における周知・啓発
- ホームページ等による一人親方の安全及び健康の確保についての周知・啓発

(3) 特別加入制度への加入促進等の徹底

一人親方については、本来の労災保険の対象とならないことから、労災保険への加入を希望する場合、特別加入者として任意加入する必要がある。

このため、一人親方に対する労災保険の特別加入制度への適切な加入について、積極的な促進を行う。

なお、一人親方のうち適正でないと考えられる者、すなわち、法定福利費等の労働関係諸経費の削減を意図し、本来雇用すべき技能労働者を個人事業主化させる、規制逃れを目的とした一人親方など、契約の形式が請負契約であっても、実態が雇用労働者である場合には、労働者として扱うよう改めて周知・指導を行うとともに、一人親方と請負契約を締結する際には、取引の適正化及び必要経費を適切に反映した請負代金の確保に努めるよう周知を行うことが重要である。

神奈川労働局の取組

- パンフレットやホームページ等による特別加入制度の周知・啓発

4 建設工事の現場の安全性の点検等

(1) 建設工事の現場の安全性の点検、分析、評価等に関する建設業者等による自主的な取組の促進

建設工事の現場の安全衛生水準を高めていくためには、労働安全衛生法令に基づく法定の措置を講ずるだけでなく、建設業者がリスクアセスメントを実施し、さらには自社の安全衛生管理に関する対策について計画・実行・評価・改善する仕組み（マネジメントシステム）を構築することが重要である。

このため、神奈川労働局は、リスクアセスメント等の基礎情報となる災害事例に関する情報発信を行い、建設業者の安全衛生に関する自主的活動に対する支援を建設業労働災害防止協会神奈川県支部（建災防）と連携して実施する。

なお、県発注工事では、工事安全パトロールの実施、抜打ち検査における施工体制や安全管理状況等の確認及び優れた取組には工事成績評定で反映することなどで、受注者等の安全対策に係る意識を高め、自主的な取組を促進する。

さらに、神奈川労働局は、建設現場における安全性の点検・パトロール等の自主的な取組を一層活発にするため、建災防と連携し、点検・パトロールを行う者の能力向上や、労働安全コンサルタント、労働衛生コンサルタント等十分な知識経験を有する者の活用等を促進する。

なお、これらの取組にあたっては、建設工事の現場における安全衛生対策を強化していくことについて、国民一般の関心と理解を深めていくことも必要であり、神奈川労働局は、安全衛生対策等の「見える化」に取り組む。

その他、建築物等の解体・改修工事の石綿事前調査結果の報告を推進する。

県の取組

- 工事安全パトロールの実施
- 抜打ち検査の実施
- 安全管理に関する優れた取組に成績評定で反映

神奈川労働局の取組

- 建災防と連携し、パトロール指導員向けの講習会を開催
- 建設現場に対する集団指導の際に、労働安全・衛生コンサルタントを講師として活用
- 建災防と連携し、リーフレットの作成、ホームページに掲載
- 建災防の3つの運動（セーフティリボン運動、3分KY運動、安全行動宣言運動）の後援
- 石綿総合情報ポータルサイトによる案内

(2) 建設工事従事者の安全及び健康に配慮した設計、建設工事の安全な実施に資するとともに省力化・生産性向上にも配慮した工法や資機材の開発・普及の促進

建設工事従事者の安全及び健康への配慮については、熱中症対策や建設工事従事者の高齢化が進行していることを踏まえた高齢者に配慮した作業方法など、作業環境の改善を図る必要がある。

このため、県発注工事では、工事現場の熱中症対策に掛かる適切な経費の計上や工期の設定を行うことで、作業環境の改善に取り組む。

また、神奈川県労働局は、「高齢者の安全と健康確保のためのガイドライン（エイジフレンドリーガイドライン）」等の周知啓発を通じ、高齢者に配慮した作業環境の改善に取り組む。

さらに、神奈川県労働局は、「STOP！熱中症クールワークキャンペーン」を実施し、職場における熱中症予防対策について、早い時期から積極的に周知啓発する。

加えて、建設工事の安全な実施と、省力化・生産性向上に向けて、ICT建設機械やUAV（無人航空機）等を活用するなど、i-Constructionの取組をはじめとするインフラ分野のDXを推進することも重要である。

県発注工事では、ICT活用モデル工事の適用を拡大する等により、取組を推進する。

県の取組

- 工事現場の熱中症対策に掛かる適切な経費の計上や工期の設定
- ICT活用モデル工事の推進

神奈川県労働局の取組

- エイジフレンドリーガイドラインの周知
- 「STOP！熱中症クールワークキャンペーン」の実施

5 建設工事従事者の安全及び健康に関する意識の啓発

(1) 建設工事従事者の従事する業務に関する安全衛生教育の促進

安全衛生教育の継続的な実施が労働災害の防止に効果的と考えられることから、労働安全衛生法令で定められた教育の実施とともに、安全衛生管理の能力向上など、建設工事従事者の経験、能力、立場等に応じた継続的な教育の重要性について十分な理解を促しつつ、能力向上教育等の原則実施をより一層積極的に促進することが重要である。また、災害の多くが中小規模の建設工事の現場で発生していること等を踏まえ、中小の建設業者が建設工事従事者に対して行う、不安全行動の防止や安全衛生管理に係る教育への支援を行うことが重要である。

このため、神奈川労働局は、労働安全衛生法に基づく雇入時教育、危険有害業務に係る特別教育等の実施のほか、安全衛生管理の能力向上や健康保持増進に向けた教育の促進に向け、建設事業者等に援助を行う。また、石綿をはじめとした有害物ばく露防止対策の徹底を促すため、事業者を対象に有害物ばく露防止対策のための講習会を開催し、健康障害防止対策及び労働者の健康保持増進の取組についての教育の支援を行う。

なお、県発注工事では、受注者による作業員全員が参加する安全に関する研修・訓練などの実施の徹底を指導すること等で、安全衛生教育に係る取組を促進する。

県の取組

- 受注者による作業員全員が参加する安全に関する研修・訓練などの実施の徹底を指導等

神奈川労働局の取組

- 法定教育の実施に関する周知や普及啓発等の取組
- 市町村等と連携した石綿ばく露防止対策会議の開催
- 石綿ばく露防止対策等のための講習会の開催（神奈川産業保健総合支援センターとの連携を含む）
- 労基署、建災防、神奈川労務安全衛生協会と連携し、労働者の健康確保の推進の取組を実施

(2) 建設工事従事者の安全及び健康に関する意識の啓発に係る自主的な取組の促進

建設業における若年労働者の労働災害発生割合は他産業に比べて著しく高いことも踏まえつつ、建設業者等や建設工事従事者が安全及び健康に関して高い意識を持ち、建設工事の現場の安全を高めるため、危険感受性を高める安全衛生教育等の自主的な取組を促進する必要がある。

このため、神奈川県労働局は、全国安全週間・労働衛生週間での周知啓発、現場パトロール、講習会、各種表彰等の機会を通じ、安全及び健康に関する意識の高揚を図るとともに、自主的な安全衛生管理活動の一層の促進を図る。

また、建設工事従事者の経験、能力、立場等に応じた継続的な教育の重要性について建設業者に対し十分な理解を促しつつ、安全衛生教育や能力向上教育等の実施を促進する。

加えて、労働者個々の健康確保増進のため、定期健康診断、健康診断結果に基づく事後措置、ストレスチェック、長時間労働者の意思による面接指導の実施を促進する。

なお、県発注工事では、工事安全パトロールの実施、抜打ち検査における施工体制や安全管理状況等の確認及び優れた取組には工事成績評定で反映することなどで、受注者等の安全対策に係る意識を高め、自主的な取組を促進する。

その他、県は、建設業の地域での重要性を認識してもらい、魅力をアピールするため、行政機関や建設業団体等の52団体で構成する「神奈川県魅力ある建設事業推進協議会」（通称「CCI 神奈川」）において、建設ステーション元気アップコンテストを実施し、従業員の安全や健康の維持向上などを通じて、職場の労働衛生を充実させる取組を評価する項目を設け、建設業者等の自主的な取組を促進する。

県の取組

- 工事安全パトロールの実施
- 抜打ち検査の実施
- 安全管理に関する優れた取組に成績評定で反映
- 表彰事業において、職場の労働衛生を充実させる取組を評価項目に設定（神奈川県魅力ある建設事業推進協議会）

神奈川県労働局の取組

- 全国安全週間・労働衛生週間の実施
- 講習会、パトロール等の実施
- 「職場における腰痛予防対策指針」に基づく腰痛予防対策の推進
- 「職場の健康診断実施強化月間（9月）」を契機とした健康管理の推進

6 建設工事従事者の処遇の改善及び地位の向上を図るための施策

(1) 社会保険の加入の徹底

社会保険の加入については、労働者の処遇の改善と、法定福利費を適正に負担する企業による公平で健全な競争環境の構築のため、建設業許可更新時の加入の確認及び指導、公共工事における未加入業者の排除等の対策を進めてきた結果、加入率は着実に上昇してきており、令和2年10月より、建設業許可更新において社会保険の加入が要件化された。しかし、社会保険の加入に必要な法定福利費について、十分な確保ができていないとの声もある。

県発注工事において、元請及び一次下請の社会保険加入業者への限定や、社会保険未加入業者と（下）請負契約を締結した元請に対するペナルティ措置を実施するとともに、受注者（元請）に対し、法定福利費を内訳明示した「請負代金内訳書」の提出を求め、予定価格の積算において算出した法定福利費概算額を明示する等発注者の立場から、法定福利費の適切な確保及び建設工事従事者の社会保険の加入の徹底を図る。

加えて、神奈川労働局は、労働保険が重要なセーフティネットであることを踏まえ、未手続事業場の把握・加入推奨を行う。

さらに、契約の形態が一人親方との請負契約であっても、実態として労働者に該当する場合には、社会保険の加入の必要や労働基準関係法令が適用されることについて、建設業者等及び建設工事従事者に対し、関係機関は連携して周知を図る。

県の取組

- 元請、一次下請の社会保険加入業者への限定

神奈川労働局の取組

- 労働保険未手続事業場の把握、指導

(2) 建設キャリアアップシステムの活用推進

建設工事従事者の資格やその就業実績等を業界統一のルールにより蓄積することにより、建設工事従事者がそれぞれの経験と技能に応じた育成と処遇が受けられるようにするため、建設キャリアアップシステム（以下「CCUS」という。）の活用を推進する必要がある。

このため、県は、CCUSの活用促進のため、民間企業に対する制度の周知・啓発に取り組む。

また、県発注工事では、CCUS活用モデル工事の試行や総合評価方式での加点評価等により、CCUSの活用促進を図る。

県の取組

- システムの概要を記載したリーフレットの事業者への送付
- 経営事項審査における加点
- 建設業許可、更新、経営事項審査の結果通知の際に、チラシを同封
- CCUS活用モデル工事の試行や総合評価方式での加点評価

(3) 「働き方改革」の推進

総労働時間が長く、休みが取れないことや、賃金が他産業の労働者と比べて低い水準にあることが、建設業における若者の入職に当たっての障害・離職理由となっている。

このため、新・担い手3法や労働基準法の趣旨を踏まえ、適正な工期設定、週休2日の推進等の休日確保、適切な賃金水準の確保、施工時期の平準化等、公共工事のみならず全ての建設工事について、建設業における働き方改革を進め、若者をはじめとした入職の促進等、中長期的な担い手の確保を図ることや、建設業の働き方の変革や建設業の魅力向上につながるインフラ分野のDXを推進する必要がある。

県発注工事では、週休2日制確保モデル工事の実施や適正な工期の設定、適切な労務単価の設定、施工時期の平準化の推進などにより、建設業における働き方改革を推進するとともに、ICT活用モデル工事の適用を拡大する等、インフラ分野のDXを推進する。

また、県は、建設業における働き方改革に関し、適正な工期の確保など法令遵守の徹底を図る。

さらに、過重な仕事やストレスは、メンタルヘルスの不調等心身の健康上の問題の観点からも改善する必要があるため、メンタルヘルスケアの充実等の取組を推進するとともに、併せて、教育訓練の充実やキャリアパス（職歴の道筋）の提示を行う事業主、事業主団体等に対して支援を行うとともに、在職中の労働者に対する職業訓練の実施による事業主への支援を行う必要がある。

神奈川労働局は、建設事業者に対し労働時間の削減に向けた指導・支援を実施するほか、県、市町村と連携し、「建設工事における適正な工期設定等のためのガイドライン」や「工期に関する基準」の周知を図り、働き方改革を推進する。

また、労働時間削減や生産性向上に取り組む事業者を支援する「働き方改革推進支援助成金」等各種支援策の活用促進を図る。

さらに、建設業の事業場におけるメンタルヘルス対策の取組割合が低調であることから、神奈川産業保健総合支援センターとの連携等により、メンタルヘルスケアの充実等の取組を推進する。

県の取組

- 週休2日制確保モデル工事の実施
- ICT活用モデル工事の推進
- 適正な工期の設定
- 適切な労務単価の設定
- 施工時期の平準化の推進

神奈川労働局の取組

- 「建設工事における適正な工期設定等のためのガイドライン」や「工期に関する基準」等の周知
- 建設業関係労働時間削減推進協議会等の開催
- 働き方改革推進支援助成金等各種支援策の周知
- 「心の健康づくり計画」の策定等職場におけるメンタルヘルス対策の取組にかかる指導を実施
- 神奈川産業保健総合支援センターとの連携
- ハラスメント防止及び対応にかかる事業場の体制整備について指導を実施

(4) 建設業の魅力向上と担い手の確保・育成

建設工事従事者の高齢化に伴う技能労働者不足が進む中、建設業を魅力的な職場として、若者をはじめとした入職の促進等、中長期的な担い手の確保を図るには、「働き方改革」を推進するほか、建設業に対するイメージアップを行うとともに、担い手の確保・育成を進めていくことも重要である。

このため、県では、建設業の地域での重要性を認識してもらい、魅力をアピールするため、行政機関や建設業団体等の52団体で構成する「神奈川県魅力ある建設事業推進協議会」（通称「CCI 神奈川」）において、将来の建設人材の候補となる県内の工業高校生等を対象に、建設業の魅力や役割等を紹介する「現場見学会」や「出前授業」を行うなど、建設業に親しみを感じてもらおうとともに、県民のいのちを守る建設業を将来の選択肢として考えてもらえるよう、取組を進める。

その他、女性にも建設業に興味をもってもらうため、現場で実際に活躍する女性技術者を取材し、取材内容を映像作品にまとめてホームページ等で紹介する「女性技術者インタビュー」を行うなど、建設業のイメージアップに係る取組を進める。

また、県が発注した工事等のうち、特に功績が優れたものを表彰する神奈川県優良工事等表彰において、若手の育成奨励に取り組む。

さらに、総合評価方式による発注工事において、若手技術者・担い手の育成実績に関する評価項目を設定するなど、建設業界の担い手確保・育成を後押しする取組を実施する。

その他、県では、神奈川県建設業協会と、県立の専門高校における建設分野にかかる教育の推進や人材の育成等を目的とする連携と協力に関する協定を締結しており、卒業生の着実な地元建設業会への入職など、中長期的な視点での担い手の確保に取り組む。

県の取組

- 現場見学会・出前授業の実施
- 女性技術者インタビューの実施
- 若手技術者表彰
- 総合評価方式において若手技術者・担い手の育成実績に関する評価項目を設定

7 墜落・転落災害の防止対策の充実強化

(1) 労働安全衛生法令の遵守徹底等

建設工場の現場においては、今なお墜落・転落災害が最も多く、令和4年には、墜落・転落災害により、本県において、4人の労働者が死亡している状況にある。

過去の墜落・転落災害をみると、大多数の災害に労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号）の違反が認められる状況にある。平成31年にフルハーネス型墜落制止用器具の使用が原則義務化されたが、墜落制止用器具を適切に使用していなかったことによる死亡災害事案が引き続き多い。

墜落・転落災害の更なる減少に向けて、労働安全衛生規則に基づく措置の遵守徹底、特に、墜落制止用器具の使用の徹底、作業床の端や開口部等への囲い、手すり等の設置、足場の組立て時等及び作業開始前の点検の徹底等を図る。さらに、新規入職者をはじめとして、高所作業従事者一人一人の危険感受性を向上させるための取組の促進を図るとともに、足場からの墜落・転落災害については、厚生労働省が公表している「足場からの墜落・転落災害防止総合対策推進要綱」において積極的な採用が求められている、労働安全衛生規則と併せて実施することが望ましい「より安全な措置」等の一層の普及を促進する必要がある。

このため、神奈川労働局は建設業労働災害防止協会が主唱する「建設業における墜落・転落災害防止対策強化キャンペーン」等墜落・転落災害防止に係る取組を推進していく。

また、神奈川労働局は、労働安全衛生法令の遵守及び「足場からの墜落・転落災害防止総合対策推進要綱」に基づく「より安全な措置」等を適切に講じるよう指導するとともに、監督指導や集団指導等において、フルハーネス型墜落制止用器具の使用について、「墜落制止用具の安全な使用に関するガイドライン」に基づく措置を適切に講じるよう指導を行う。

神奈川労働局の取組

- 「より安全な措置」の適切な実施を指導
- フルハーネス型墜落制止用器具の使用について、「墜落制止用具の安全な使用に関するガイドライン」に基づく措置の適切な実施を指導

(2) 墜落・転落災害防止対策の充実強化

屋根・屋上等の端・開口部、足場や低所（はしご・脚立）からの墜落・転落災害を防止するためのマニュアルの作成・普及をはじめ、足場点検の確実な実施のための措置の充実、一側足場の使用範囲の明確化のほか、足場の組立・解体中の墜落・転落防止対策の充実強化を図るとともに、その周知とフォローを行うことが重要である。

このため、神奈川県労働局は、足場からの墜落・転落災害防止の充実に係る改正労働安全衛生規則、改正「足場からの墜落・転落災害防止総合対策推進要綱」等について、周知するとともに、これらに基づく措置を適切に講じるよう指導を行う。

神奈川県労働局の取組

- 足場からの墜落・転落災害防止の充実に係る改正労働安全衛生規則、改正「足場からの墜落・転落災害防止総合対策推進要綱」等の周知

8 健康確保対策の強化

(1) 熱中症、騒音障害防止対策

労働者の熱中症や騒音障害を防止するため、「職場における熱中症予防基本対策要綱」に基づく暑さ指数の把握とその値に応じた熱中症予防対策の適切な実施や、「騒音障害防止のためのガイドライン」に基づく作業環境測定、健康診断、労働衛生教育等の健康障害防止対策に取り組むことが重要である。

このため、県発注工事では、休憩場所の整備や通気性の良い服装など、工事現場の熱中症対策に掛かる適切な経費の計上や工期の設定を行う。

また、神奈川労働局は、「STOP！熱中症クールワークキャンペーン」を実施し、職場における熱中症予防対策について、早い時期から積極的に周知啓発するほか、改正「騒音障害防止のためのガイドライン」の周知を図る。

県の取組

- 工事現場の熱中症対策に掛かる適切な経費の計上や工期の設定

神奈川労働局の取組

- 「STOP！熱中症クールワークキャンペーン」の実施
- 「職場における熱中症予防基本対策要綱」の周知
- 改正「騒音障害防止のためのガイドライン」の周知

(2) 解体・改修工事における石綿ばく露防止対策等

石綿が用いられている建築物の解体工事が増加する中、石綿による労働者の健康障害を防止するため、費用や工期等の面での発注者の配慮を求めつつ、建築物石綿含有建材調査者講習の受講勧奨のほか、石綿使用の有無に関する事前調査の実施、事前調査結果に基づく作業の実施と記録の作成等の石綿ばく露防止対策の徹底等を図ることが重要である。

このため、県発注工事では、石綿除去における適切な工法の選定や費用の計上、工期の設定を行う。

また、神奈川労働局は、県や市町村と連携し、石綿ばく露防止対策連絡会議を開催するとともに、事業者を対象とした講習会の実施を通じ、労働者の健康障害防止対策や健康保持増進の取組について支援を行う。

さらに、建築物の解体・改修工事について、令和3年4月1日から施行されている改正石綿障害予防規則に基づく措置等が確実に実施されるよう県や市町村とも連携し、事業者に対する指導等を行う。

建築物の解体・改修作業の発注者に対しては、事前調査や石綿除去等工事に必要な費用等に関する配慮などについて周知啓発を図る。

県の取組

- 石綿除去における適切な工法の選定や費用の計上、工期の設定

神奈川労働局の取組

- 建築物の解体・改修工事現場への指導等
- 事前調査の適正な実施への指導等
- 施工業者が法令を遵守して石綿除去工事等に係る必要な措置が講じられるよう発注者への周知啓発

(3) 新興・再興感染症への対応

新興・再興感染症が発生・拡大した際には、関係する政府方針等を踏まえ、適切に対応する。

9 人材の多様化に対応した建設現場の安全健康確保、職場環境の改善

(1) 女性の活躍促進

建設産業を男女問わず誰もが働きやすい業界とするため、「女性の定着促進に向けた建設産業行動計画」等に基づき、現場の労働環境の整備や、仕事と家庭の両立のための制度の活用促進をはじめとする「働きつづけられるための環境整備」等の取組を官民一体となって推進することが重要である。

このため、神奈川県労働局は、次世代育成支援対策推進法及び女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定等について、計画策定を支援するとともに、従業員 101 人以上の企業の届出等の徹底を図る。併せて、次世代育成支援対策推進法に基づく「くるみん」、「プラチナくるみん」、「トライくるみん」及び「くるみんプラス」の認定基準並びに女性活躍推進法に基づく「えるぼし」及び「プラチナえるぼし」の認定基準について広く周知するとともに、認定の取得促進に向けた働きかけを行う。

女性活躍推進法に基づく、労働者数 301 人以上の事業主に新たに義務付けられた男女の賃金の差異に係る情報公表を契機とした女性活躍推進の取組促進等を進める。

また、男女の賃金の差異の要因分析と情報公表を契機とした雇用管理改善及びより一層の女性の活躍推進に向けた取組を促す。併せて、募集・採用、配置・昇進、教育訓練等における均等取扱いについて、男女雇用機会均等法に基づく報告徴収等の実施により、男女雇用機会均等法の履行確保を図る。

また、県は、女性活躍推進法による認定（えるぼし認定又はプラチナえるぼし認定）を取得している業者に対し、入札参加資格認定において、主観点数を 2 点付与しているほか、「神奈川県魅力ある建設事業推進協議会」（通称「CCI 神奈川」）において、女性にも建設業に興味をもってもらうため、現場で実際に活躍する女性技術者を取材し、取材内容を映像作品にまとめてホームページ等で紹介する「女性技術者インタビュー」を行うなど、女性の活躍促進に取り組む。

県の取組

- 入札参加資格認定にける主観点数の付与
- 女性技術者インタビューの実施

神奈川県労働局の取組

- 次世代育成支援対策推進法の周知
- 女性活躍推進の取組促進
- 男女雇用機会均等法の履行確保
- ハラスメント防止及び対応にかかる事業場の体制整備について指導を実施

(2) 増加する外国人労働者の労働災害への対応

外国人技能実習生、特定技能外国人等、新たな担い手となっている外国人労働者の労働災害が増加していることに鑑み、外国人労働者への効率的・効果的な安全衛生教育のための手法の提示や、外国人労働者も含めた労働者に対する危険の「見える化」のためのピクトグラム安全表示の開発を促進することが重要である。

このため、神奈川労働局は、「職場のあんぜんサイト」及び厚生労働省ホームページにおいて公表している外国人労働者が容易に理解できる労働安全衛生に関する視聴覚教材等を周知する等により効果的な安全衛生教育の実施を促進する。

神奈川労働局の取組

- 「職場のあんぜんサイト」等において公表している視聴覚教材等の周知

(3) 高年齢労働者の安全及び健康の確保

高年齢労働者が安心して安全に働ける職場環境の実現に向け、「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」に基づく取組の促進を図るとともに、高年齢労働者が被災しやすい転倒の防止のための取組を進めることが重要である。

このため、神奈川労働局は、「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」（エイジフレンドリーガイドライン）及び中小企業による高年齢労働者の安全・健康確保措置を支援するための補助金（エイジフレンドリー補助金）の周知を図る。

神奈川労働局の取組

- 「エイジフレンドリーガイドライン」の周知
- 「エイジフレンドリー補助金」の周知

10 施策等の推進状況の点検と神奈川県計画の見直し

(1) 施策等の推進状況の点検と計画の見直し

「神奈川県計画」に定める施策や具体的取組等については、随時、進捗状況を点検するとともに、国の基本計画に変更があった場合など、必要があると認めるときには、「神奈川県計画」の見直しを行うものとする。

(2) 計画の推進体制

建設工事従事者の安全及び健康の確保については、県と関係機関において連携を図りながら、本計画に定められた施策を着実に推進していく。